

法務省管警第103号

平成30年5月18日

入国者収容所長 殿

地方入国管理局長 殿（東京，名古屋，大阪，福岡）

地方入国管理局支局長 殿（横浜）

法務省入国管理局警備課長 君塚 宏
（公印省略）

開放処遇中における収容場内の動しよう強化等について（指示）

先般，東日本入国管理センターのシャワー室内で発生した死亡事案を受け，本年4月20日付け法務省管警第83号通知により被収容者の動静監視の徹底及び心情把握について指示したところですが，その後も引き続き開放処遇中のシャワー室において自殺未遂行為が発生していることから，開放処遇中の収容場内の動しようを強化するなど，類似行為の未然防止に万全を期すよう対応願います。